

市民経済委員会会議録

平成19年12月13日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:54

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。「議案第117号 平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第117号 平成19年度小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。補正予算書の163ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,956万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を214億4,858万9千円とするものでございます。今回の補正は、当初予算計上時に予定いたしておりました開催日数の変更、つまり本場開催は88日の予定でしたが、3日減りまして85日開催となっております。また場外発売日数につきましては、受託日数は265日の予定でございましたが238日に、委託日数は253日から269日にそれぞれ変更しておりますので、その分の整理を行ったものでございます。その他、第6回、9月17日までの実績を踏まえ、執行残の整理を行ったものでございます。

その主なものを事項別明細で説明いたします。まず歳出でございますが、169ページをお願いいたします。7節「賃金」の7,672万8千円の減ですが、本場分といたしまして2,499万5千円の減につきましては従事員のパート化による賃金の引き下げ、出勤調整による減でございます。場外分5,173万3千円の減は、執行残の整理でございます。170ページをお願いいたします。一番上段の19節「負担金補助及び交付金」でございますが、その中の選手共済会一般助成負担金1,375万5千円の追加でございますが、これは選手の新陳代謝制度が決まり、来年度から多くの選手が退職することに備えるためのものでございます。場外発売経費負担金の9,158万4千円の追加でございますが、場外委託日数が16日増えたことによる増額でございます。次に歳入でございますが、166ページをお願いいたします。上から2番目の枠の受託事業収入の4,912万6千円の減ですが、これは場外受託日数が27日減った分の収入減でございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第119号 平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、予算書に基づき補足説明をいたします。予算書の179ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万4千円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ2,701万9千円とするものであります。

内容の主なものにつきましては、事項別明細により歳出の方から説明いたします。予算書の183ページをお願いします。1款「農業集落排水事業費」1項「農業集落排水事業費」1目「一般管理費」におきまして、集落排水処理施設事務委任負担金で28万6千円を減額しておりますが、これは当初、再任用職員を充てておりましたが、中途、嘱託職員に変更したことによるものであります。また、2目「施設管理費」の集落排水処理施設維持管理委託料等で計22万8千円を減額しておりますが、これは入札による執行残であります。以上、計51万4千円を減額補正するものであります。続きまして歳入の説明をいたします。予算書の182ページをお願いします。主なものとして、3款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」において69万円を減額補正しております。これは収支のバランスをとるためでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第119号 平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 平成19年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第120号 平成19年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、予算書に基づき補足説明をいたします。予算書の185ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,449万円とするものであります。

内容の主なものにつきましては、事項別明細により歳出の方から説明いたします。189ページをお願いします。1款「地方卸売市場費」1項「地方卸売市場費」1目「一般管理費」におきまして、19節「退職手当組合負担金」で50万6千円を増額させていただいております。また、2目「市場管理費」におきまして19節「水産物部協力会交付金」といたしまして60万5千円を減額しておりますが、これは発泡スチロール処理費の執行残であります。以上、計76万円を減額補正するものであります。続きまして、歳入の説明をいたします。1款「使用料及び手数料」1項「使用料」1目「地方卸売市場使用料」において403万円減額補正をしておりますが、これは主に青果部の取り扱い高の減によるものであります。また、2款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」におきまして318万7千円を増額補正を行っておりますが、これは収支のバランスを取るためのものであります。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

前も、この会計については言ったことがあると思うんですけど、今回も一般質問で「道の駅」の話が出ておりますね。今の説明では、補正予算で、青果部の使用料が主に減になっておりますということですよ。で、ここ数年、使用料というのは、減ることはあっても増えることはないんじゃないかと思うんですけど。それは、一般質問で「道の駅」の話がいろいろ出

てましたよね。直売店ができて。要は、市場を通さないで即売というんですか、生産者がそのまま道の駅に持って行って直売するという形になってる。それをされると、市場は荷が通らないから使用料が減る、と。道の駅をつくるのは、理想としてはいいんですけど、その時にこの会計がどういうふうになるか。これがいつも心配なんです。だから、その辺の棲み分け。例えば道の駅をつくるとした時に、この市場がちゃんと入っていけるようなシステムとか、そういうことをきちんと話していかないと、どんどん直売されると、ここの使用料が減りますものね。魚なんかは直接というのはなかなか難しいのかわかりませんが、青果はそういう傾向になってくるんじゃないかと思います。

それと、僕もあちこち行きますけれど、例えば添田の歓遊舎の話が出ておりましたけど、あそこ、始めは安かったですけど、だんだんだんだんお客さんが増えて、値段がだんだん上がっていったような気がしますけど。いらんことかもわかりませんが。僕が言いたいのは、市場と「道の駅」とかいう形になった時のバランスはどうするのか。市の考えはやはり整理してですね、取り組むものは取り組むでちゃんとやっていかなきゃいけないと思いますけれど、その辺の考えが、何か進んだ考えが出てるならお示してください。

○ 経済部長

6月の委員会でも、質問者のほうからそういうご質問が出ました。その際も答弁させていただきましたけど、現在、市場でも相対取り引きが進んでおります。そういうことから、地元の農家の方と協議しながら、市場のほうでも地産地消を取り扱うというようなことで、青果の会社のほうと協議を進めておりますというような答弁をさせていただいております。その後も、そういうことにつきましては、市場の会社のほうと十分協議はさせていただいておりますし、直売所につきましても、市場、青果のほうですね、これも絡んでいただきたいというようなお願いもさせていただいております。それから地産地消について、給食のほうで地産地消をやっていたらどうかというような話もあっております。食育の観点からですね。それにつきましても、自校方式なら安定した供給が行えるんじゃないかと考えておりますけど、センター方式につきましてはなかなか難しいというような問題もございます。これにつきましても、JAとか青果の会社のほうと十分協議しながら、食育の観点から地産地消についても協議させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第120号 平成19年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 平成19年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課企業誘致推進室長

産学振興課長が本日欠席をしておりますので、私のほうから補足説明申し上げます。「議案第122号 平成19年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。予算書の201ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億776万3千円とするものであります。

内容の主なものについて事項別明細書により歳出の方から説明いたします。206ページを

お願いいたします。1款「工業用地造成事業費」1項「工業用地造成事業費」1目「鯉田工業団地造成事業費」で、8万円を減額補正するものであります。これは、人件費の給料表切り替えによるものでございます。続きまして、歳入の説明をいたします。205ページをお願いいたします。1款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」において90万3千円を増額補正、2款「市債」1項「市債」1目「工業団地造成事業債」において100万円の減額補正、3款「諸収入」1項「雑入」1目「雑入」において1万7千円を増額補正を行うものであります。これは、造成に係る開発行為許可申請手数料が起債の対象外となることが判明したものでございます。以上、簡単でございますが、工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 平成19年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 平成19年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第123号 平成19年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をさせていただきます。補正予算書の209ページをお願いします。第1条で、既に定められております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに177万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,785万6千円と定めるものでございます。

その内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。211ページをお願いいたします。1. 総括の歳入でございます。2款「財産収入」で40万5千円を追加いたしまして、101万4千円といたしております。次に、3款「繰越金」で137万円を追加し、137万1千円としております。これによりまして、歳入合計では177万5千円を追加し、1,785万6千円としております。続きまして、歳出でございますが、2款「諸支出金」で177万5千円を追加いたしまして、453万6千円としております。これによりまして、歳出合計で177万5千円を追加し、1,785万6千円としております。

212ページをお願いいたします。2. 歳入でございますが、2款1項1目「利子及び配当金」で、汚水処理施設整備基金預金利子1千円を減額し、2款1項2目「基金運用収入」で、汚水処理施設整備基金運用収入40万6千円を増額するものであります。次に、3款1項1目「繰越金」で前年度繰越金137万円を増額するものであります。

213ページをお願いいたします。3. 歳出でございますが、2款1項1目「基金積立金」は、汚水処理施設整備基金積立金137万1千円及び汚水処理施設整備基金運用収入積立金40万5千円を増額し、汚水処理施設整備基金預金利子積立金1千円を減額するものであります。

以上、簡単でございますが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 平成19年度飯塚市污水处理事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案の補足説明に入ります前に、11月6日に開催されました市民経済委員会における発言の内容について訂正をさせていただきます。特別付託案件であります「観光行政について」の中で、飯塚市観光振興基本計画策定スケジュールについて説明をさせていただきました。その中で、観光振興基本計画策定委員会を委員会規定により設置し、11月から審議をお願いする旨、申し上げておりましたが、この策定委員会につきましては、今回の議会に「議案第131号」として上程いたしました策定委員会の設置に関する条例案を可決していただきましてから、1月から2月末にかけて、策定委員会で施策・目標設定について集中的に審議をお願いし、3月中旬に「飯塚市観光振興基本計画書案」を策定し、基本計画策定委員会から市長へ答申をするように計画したいと考えております。以上のように、先の市民経済委員会における説明内容を訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは改めまして、「議案第131号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の内容について補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いします。飯塚市の観光行政の根幹となる「飯塚市観光振興基本計画」について、調査審議する附属機関として観光振興計画策定委員会を設置するための条例改正であります。

議案書の3ページをお願いします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。表中、飯塚市中小企業融資制度審議会の下段に、附属機関の名称として「飯塚市観光振興基本計画策定委員会」を追加するものであります。委員といたしましては、「学識経験を有する者」、「観光関係団体から推薦された者」、「観光協会、商工会議所、商工会から推薦された者」、「公募による者」、「関係行政機関の職員」、「その他市長が特に必要と認める者」を予定させていただいております。以上簡単でありますけれども、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

（質疑なし）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第131号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 訴えの提起について（飯塚市新産業創出支援センター育成支援室の明渡し等）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課産学連携室長

本日、産学振興課長が出席できませんので、私のほうからご説明をさせていただきます。議案書の43ページをお願いいたします。「議案第143号 訴えの提起について（飯塚市新産業創出支援センター育成支援室の明け渡し等）」について、ご説明いたします。

新産業創出支援センターは、ベンチャー企業の創業支援、起業家支援、人材育成等を目的に平成15年4月に開設したインキュベーション施設でございます。議案書に記載の者は、平成15年12月に入居申込みがあり、審査会におきまして、入居資格を有するとの審査結果を受

け、平成16年1月5日から、3年間の期限を付して入居を許可したものでございます。

当センターでは、ITを活用した防災技術の研究を行っていましたが、平成18年2月から許可期間満了の同年12月までの施設使用料、駐車場使用料、11か月分、計240,900円を納入せず、また、許可期間満了後も施設を明け渡すことなく、現在に至っております。この間、再三にわたって督促、明渡しについて請求してまいりましたが、これに全く応じないため、裁判所に施設の明渡し、未納使用料等の支払いについて、訴えの提起をするにあたりまして、議決を求めるものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第143号 訴えの提起について(飯塚市新産業創出支援センター育成支援室の明渡し等)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 指定管理者の指定について(内野宿友遊館「長崎屋」)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案書の50ページをお願いします。「議案第146号 指定管理者の指定について(内野宿友遊館「長崎屋」)」について、補足説明をさせていただきます。内野宿友遊館「長崎屋」については、内野地域を訪れる観光客の休憩施設として利用するとともに、都市を含めた他市町村との交流促進及び内野地域の活性化を図るため、平成16年3月25日に開設したもので、平成17年4月1日から3年間、地域住民で組織されております「内野ふるさと創生会」を指定管理者として運営を委任していたものでありますが、来年3月31日に指定管理期間が終了することから、新たに内野宿友遊館「長崎屋」の指定管理者について指定をするものであります。

指定管理者の候補の選定につきましては、指定管理者選定委員会において、提出書類及び面接に基づき審査、評価を行っております。長崎屋につきましては、今年度策定する観光振興基本計画において観光施設として活用することを検討していることから、指定期間を1年間とし、現在までの実績等を考慮し、現在の指定管理者であります「内野ふるさと創生会」を、公募を行わず指定管理者の候補となる団体としております。お手元に、内野宿友遊館「長崎屋」の指定管理者候補の提案書概要及び答申書を配付させていただいておりますが、内容の説明につきましては省略をさせていただきます。なお、答申書の1ページの指定管理者選定委員会委員名につきましては、公平な審査をしていただくために、伏せさせていただいております。よろしくお願いをいたします。以上、簡単でありますけれども、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

再度、1年とした理由について、お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

内野宿友遊館「長崎屋」につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、今年度策定いたします観光振興基本計画におきまして、条件整備等を行うことを含めまして、観光施設としての活用を検討いたしております。そういうことから、指定期間を1年といたしまして、平成

21年度からまた新たに指定管理をお願いしたいというように思っております。

○ 道祖委員

ということは、今度、観光振興基本計画が策定され、観光行政に係るものについては指定管理者が出てくる可能性はありますけれど、それは一括になる可能性もある、ここだけじゃなくて、観光行政においていろいろな諸々が出てくるでしょう。施設関係も。そしたらそれは一括で、指定管理者を選ぶということもあり得るんですか。基本計画の中で考えていかななくてはならないことだと思うんですよ。だけど、そこのところを考えてもらわないと、一括で出すということになると、その地区地区の個性というのが無くなってしまう可能性があるし、もし一括で出すほうが効率的に良いということであるならば一括で出す。しかし、それは新しい組織を作って今までやってた人たちを含んだ形のグループなりを作っていくというような考え方も成り立つんではないかと思うんですよ。言いたいのは、要は、1年ということですけど、今後の観光行政の中で、どういうふうなものがいいか検討していただきたい。そうしないと、地域の特性が加味されない場合があるので、観光行政の場合は特にそれが必要だと思いますので、これは意見として、要望だけしておきます。

それと、せっかく答申書が出ておりますので、答申書についてお尋ねしたいと思います。滅多にこういう機会はありませんので、お許しを頂いて。これ、選定評価書がありますよね。例えば、「管理運営にあたっての基本方針」が80点満点で48点となっておりますね。これは、3項目あって、そのうち①から⑧まであるんですけど、こういうやつの配点はどうなっているんですか。配点がどうなって、それに対する評価点がいくらなのか。80点満点で48点ですよ、というふうになってますからね、選考する時は細かい点数まで出してるんじゃないですか。

○ 商工観光課長

大変申し訳ありませんけれど、この選定評価につきましては、先ほど説明いたしました選定委員さんのほうで審議をされまして、所管のほうには、お手元に提出しております選定評価書だけしか入ってきておりませんので、詳細につきましてはこちらのほうでわかりません。ご了解をお願いします。

○ 道祖委員

ここに副市長がお見えになっておりますが、行政のトップとしてですね、というのはですね、この長崎屋に係る指定候補者ですから、地域性が一番大切な部分、文化・地域性が大切なものじゃないかと思うんですよ。経営も当然そうでしょう。だけど、どこで配点の重きを置くのかということなんですよ。これで見ると限りでは、事業計画に関する事項で3項目あって、「適切な管理運営とサービス向上」が130点、「安定した管理運営を行う能力」として130点。これの中の配点がわからないからですね、何に重きを置いてるかわからない。420点の中で80点・130点・130点・50点・30点というふうになっておりますけれど、これを見れば確かにこの部分において配点をきちんと示してますからね、わかりますけど、じゃあ、詳細についてはどうなのか。私は他のものについてとやかく言うつもりはありませんけれど、他の施設についてもこのような形で行われているのか。こういう配点なのかどうか、ですよ。だから、施設施設によっては行政の考え方があると思うんですよ。だったら、その配点のあり方というのはどういうふうにするかということを考えていただきたいし、どういう結果であったかということ、それは公開してもよろしいんじゃないですか。公開するようになってるんですから。これじゃ、あまりにも見えないと私は思うわけです。これはたまたま1団体だからいいわけですけど、3つ4つになった時に、何が優れているのか、それが見えない。比較した時に。そういうようなもので選定していくことがいいのかどうかは、やはり今後考えていくべきではないかというふうに、私は思います。これは意見として述べさせていただきます。副市長、よろしく。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第146号 指定管理者の指定について(内野宿友遊館「長崎屋」)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の7件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約の締結について」の報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料により報告をいたします。今回報告いたします工事は、競走場大型映像装置設置工事であります。契約の方法につきましては、公営競技の車券発売と場内映像を並行して運用管理するシステムに対応させるため、日本トーター株式会社と随意契約をいたしております。11月27日に見積もりを行いまして、その結果でございますが、予定価格8,951万400円に対しまして、決定額8,914万5千円、決定率99.59%でございます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正について」の報告を求めます。

○ 産学振興課企業誘致推進室長

飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正について、ご報告申し上げます。平成13年の石炭六法の失効に伴い、本市におきましては飯塚市工場等誘致条例を廃止いたしまして、平成13年に改正いたしました現行の飯塚市企業立地促進補助金交付要綱をもって企業立地の促進を図ってきたところでございますが、平成15年2月に福岡県が、北部九州自動車100万台生産拠点推進構想を掲げて以来、本県の企業立地を取り巻く環境が激変いたしまして、既にトヨタ自動車九州が立地しておりますこの筑豊地域にとっては、今後、企業誘致、とりわけ自動車関連企業の誘致を推し進めていくうえで、またとない機会に直面している状況であります。また、現在、自動車メーカー及び1次サプライヤー各社がこぞって部品の地場調達率向上に努めていることを勘案いたしましたならば、しばらくこの状況は継続するものと考えられます。そこで、本市への立地を検討しておられます企業に対しまして、よりインセンティブを付与するものとなりますよう、近隣市の状況を踏まえ、当該補助要綱を全面改正いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、本市における既存企業のうち、積極的に投資を行い市民の雇用に勤める企業に対しても、一定の支援が図れる内容といたしております。

お手元に配付しております別表を簡単にご説明いたします。対象事業者は上段に掲げておりますとおりでございますが、交付の条件といたしまして「投下固定資産税総額3千万円以上で市内居住者の新規雇用が5人以上の場合」、補助金の種類といたしましては下段に掲げております本市に対する「企業立地促進補助金」、雇用に対する「雇用促進補助金」、県税に対する「不動産取得補助金」の3種類合計で、最大5年間にわたり総額1億2千万円の補助を行う内容と

いたしております。以上、簡単ではございますが、ご報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『私たちの環境プラン～飯塚市環境基本計画～』の見直しについて」の報告を求めます。

○ 環境整備課長

お手元に配付いたしております「私たちの環境プラン～飯塚市環境基本計画～」の見直し素案につきまして、ご説明いたします。合併に伴う新市の環境の保全及び創造に関する施策の基本とするため、平成14年に策定しておりました旧飯塚市の環境基本計画を継承しつつ、旧4町の自然環境調査を実施するとともに、環境モニター約500人にアンケート調査を行い、これらをもとに現在見直しを行っているものでございます。計画の見直し後の期間といたしましては、平成20年度から、前基本計画の終了年度の平成23年度までといたしております。

計画の見直しにつきましては、飯塚市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、飯塚市環境審議会に諮問し、現在まで審議会を3回開催し、調査審議を進めているところであります。第1次飯塚市総合計画との整合性を図り、今後の環境保全等の指針となる環境基本計画の見直し素案がまとまりましたので、委員会に報告いたします。また、12月1日から21日までの間、本庁、支所及び各地区公民館や市民交流プラザなどで、見直し素案を市民の縦覧に供しており、ホームページにも掲載し意見を求めているところでございます。

続きまして、基本計画の見直し素案の内容につきまして、若干ご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、2ページからの第1章におきましては、見直しを行う背景、基本方針、位置づけなどを掲げております。8ページからの第2章におきましては、基本的に環境面から見た飯塚市が抱える12の課題として、前基本計画を継承しておりますが、九州環境管理協会に自然環境調査の業務委託を行い、環境調査等による現状のデータ収集や市民による環境モニターアンケートの結果などを盛り込んでおります。28ページからの第3章におきましては、飯塚市が目指す環境像として4つの基本目標を設定し、市民、民間団体、事業者、学校や市の役割を明示しました。34ページからの第4章におきましては、みんなで取り組む重点プロジェクトとしまして、4つの重点プロジェクトと18の運動に取り組むことを掲げております。また、この章につきましては、市の取り組み、市のバックアッププログラムとして施策や事業を掲げております。60ページからの第5章におきましては、この計画の推進体制及び進行管理について明記いたしております。庁内の各部門を横断的につなぐ組織として、「飯塚市環境プラン推進会議」を設置し、まず旧1市4町の環境保全等の取り組みを検証し、事業の進捗及び評価を行い、実施計画を策定したいと考えております。

今後の日程につきましては、市民の皆様などの意見をお聞きして、関係各課との調整を図り、来年1月に予定いたしております環境審議会において審議をしていただき、見直し後の環境基本計画を年度内に定めたいと考えております。以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出があった事業について」の報告を求めます。

○ 環境整備課長

飯塚市自然環境保全条例が昨年12月1日より施行いたしておりますが、本条例の手続き第

1号となりました事業につきましてご報告いたします。なお、資料にページ番号を記しておりませんでした。配慮が足りませんでしたのでお詫び申し上げます。

それでは、お手元の資料の2枚目にあります事業計画届出書をご覧ください。飯塚市自然環境保全条例第7条の規定に基づき、平成19年2月27日付で有限会社ティーグリーンより事業計画の届出がありました。事業名及び目的は残土処分による事業用地の造成、事業計画地は、飯塚市山口字峠1338番地1外1筆であります。

次のページに位置図を添付いたしておりますが、事業計画地は、県道筑紫野筑穂線米の山峠頂上付近であります。この事業計画地は個人の方の所有でありまして、届出者のティーグリーンは土地所有者との賃借契約により、この土地に建設残土を搬入し、造成工事を行い、施工後は、資材置場として土地所有者が利用される予定であります。

前のページにお戻りください。事業の種類は、ア「森林を開発する事業」、ウ「土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業」であります。予定期日は、事業着手後5年間を予定しております。埋立て総量は約5万立方メートルであります。これを10トンダンプに換算しますと、約9,000台分の搬入となります。

最後のページの事業計画平面図をご覧ください。県道から搬入道路を通り、土砂埋立て箇所には市内の公共事業から発生する建設残土を搬入し、埋立て事業を行います。下流には、法面からの水を一度ためて、ドロや砂を沈めて、うわ水を放流する沈砂池及び沈砂池を浚渫するための管理道路を設置します。

資料の最初のページをお願いいたします。飯塚市自然環境保全条例に基づき、周辺住民と事業者が環境保全協定を締結するまでの主な経過についてご報告いたします。平成18年12月4日、事業者が福岡県に林地開発申請書及び土砂埋立申請書を提出いたしました。先ほども言いましたように、平成19年2月27日に事業者が市に事業計画届出書を提出いたしております。その計画書の中ほどになりますが、9月23日、事業者が周辺住民への事業説明会を開催いたしまして、山口自治会住民46名、住民が依頼したもの13名、合計59名の参加となっております。末尾のほうになりますけれども、10月19日、飯塚市自然環境保全対策審議会を開催いたしております。また、市が福岡県治山課に、林地開発計画に対する意見書を提出いたしております。11月2日、福岡県が事業者に、林地開発許可書及び土砂埋立等許可書を送付いたしております。11月8日、周辺住民と事業者が環境保全協定を締結いたしております。この環境保全協定書の中で、事業者は周辺住民の立ち入り調査を認めております。現在は、まだ搬入道路の整備などを行っている状況ですが、建設残土の埋立ては当然開始されますので、安全な生活環境及び飯塚市の自然環境を必ず守るために、職員と市民とが連携して立入調査などを行い、周辺地域の自然環境の変化に注意を払ってまいります。事業計画から逸脱した不適正な事業が行われた場合は、すぐに条例の規定による指導・勧告・命令等を行い、また、許可権者である福岡県や警察などとの連絡体制も確立しておりますので、法律に沿った対応を依頼し、改善を図ります。今後も不適正な事業は、絶対やらせないという覚悟で望んでまいります。以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2回 飯塚市コミュニティづくり市民会議の開催について」、「第3回 地区懇談会の開催について」、及び「各アンケート調査の結果について」、以上3件について、一括して報告を求めます。

○ 市民活動推進課長

報告事項3件につきまして、一括してご説明いたします。1点目は「第2回飯塚市コミュニ

ティづくり市民会議の開催について」でございます。市内12地区の公民館より推薦を頂いた24名の委員で構成した市民会議の第2回目の会議を、11月21日に開催いたしました。今回の会議では、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくにあたり、本市としての「協働」の理念、原則など基本的な事柄について整理する必要があり、そのことを提案後に委員との協議を行い、次回の会議で「市民との協働のあり方」について意見交換を行い、基本的な方針をまとめていくことで了承を得たところでございます。今後とも市民会議委員の皆様と、地域コミュニティの活性化に向けて意見交換を図っていきたいと考えています。

次に、お手元に資料として配付させてもらっておりますけれども、「第3回地区懇談会の開催について」でございます。7月に第1回目を開催、第タウンミーティングへの参加を2回目と位置づけ、今回第3回目を1月16日から2月4日まで開催いたします。テーマといたしまして、近年、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になっている現状が全国的に見受けられます。本市においても、今後、地域コミュニティの活性化をどのように図っていけばいいのか、市民の皆様と一緒に考えていきたいと考えています。

次に、先に実施いたしました住民アンケート及び中学3年生を対象にしたアンケート調査の集計が終わりましたので、報告いたします。市内23箇所の公の施設に計4,600枚配布、1,260名の回答を頂き住民アンケートの集計結果は、2ページから8ページにかけて記載しています。男女の区分では、女性の回答率が70%を超えていました。また、年齢別では60代、70代の方が、合わせて60%を超えていました。中学3年生のアンケートの集計結果も、9ページから10ページにかけて記載していますので、ご覧いただきたいと思っております。1,213名中、1,114名の回答を得ております。内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件3件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。